

大分市ノーマライゼーション推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3年 6月 1日

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市ノーマライゼーション推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、共生社会の実現を目指すノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者の社会参加の促進をはじめとした様々な取組を実施する個人及び団体が開催するノーマライゼーションの普及及び啓発を図る事業の円滑な実施を支援するため交付する大分市ノーマライゼーション推進事業補助金交付要綱（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市において行われるスポーツ交流事業、文化芸術事業、講演会事業、研修会事業その他市長が認めるノーマライゼーションの推進に資する事業であって、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助対象事業としない。

- (1) 興行その他営利を主な目的とするもの
- (2) 広く一般に公開されないもの

- (3) 政治的又は宗教的な普及宣伝活動と認められるもの
- (4) 文化祭その他の学内行事及び施設行事として行われるもの
- (5) 慈善活動その他の事業への寄附を主な目的とするもの
- (6) 本市の他の補助金を交付されているもの又は本市が主催するもの
- (7) その他補助対象事業とすることが適当でないと市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う者であって、現に継続的にノーマライゼーションの推進に資する活動を行い、又は今後継続的にノーマライゼーションの推進に資する活動を行う予定のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助の対象としない。

- (1) 当該年度において、既に補助金の交付の決定を受けた者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の上限額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) イベント開催事業 1,000万円又は補助対象経費から補助対象事業に係る収入の額（以下「事業収入額」という。）を減じて得た額のいずれか少ない

額

- (2) 自己啓発事業 30万円又は補助対象経費から事業収入額を減じて得た額の
いずれか少ない額

3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市ノーマライゼーション推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体概要書（様式第4号）（個人が申請する場合にあっては、個人概要書（様式第5号））
- (4) 誓約書兼同意書（様式第6号）
- (5) 市税完納証明書
- (6) 団体規約（団体が申請する場合に限る。）
- (7) 過去のパンフレットその他のこれまでの活動実績が分かる資料
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助の交付を決定し、大分市ノーマライゼーション推進事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

る。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たっては、あらかじめ第13条の規定により設置する大分市ノーマライゼーション推進事業補助金交付選考委員会の意見を聴くものとする。

(概算による交付)

第7条 市長は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の円滑な遂行を確保するため、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）からの求めにより、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算で交付するものとする。

- 2 前項の規定により概算による交付を受けようとする者は、大分市ノーマライゼーション推進事業補助金概算交付申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の概算による交付を決定し、大分市ノーマライゼーション推進事業補助金概算交付通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

(変更等の申請等)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、若しくは補助事業に要する予算の変更（交付の決定を受けた補助金の額を減ずるものに限る。）をし、又は補助事業を中止しようとするときは、大分市ノーマライゼーション推進事業補助金補助事業変更（中止）承認申請書（様式第10号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その承認を変更し、大分市ノーマライゼーション推進事業補助金補助事業変更（中止）承認通知書（様式第11号）により、補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大分市ノーマライゼーション推進事業補助金補助事業実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、市長へ提出しなければならない。

- (1) 結果報告書（様式第13号）
- (2) 収支決算書（様式第14号）
- (3) チラシ、パンフレット等の製作物（製作物がある場合に限る。）及び展示物等の写真その他補助事業が完了したことを証する写真
- (4) 領収書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大分市ノーマライゼーション推進事業補助金額確定通知書（様式第15号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市ノーマライゼーション推進事業補助金交付請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（大分市ノーマライゼーション推進事業補助金交付選考委員会）

第13条 第6条第2項の規定による補助金の交付の決定に関し広く市民の意見を聴くため、大分市ノーマライゼーション推進事業補助金交付選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第14条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第15条 委員の参画依頼又は任命の期間は、2年を1期間とする。

2 委員に参画依頼し、又は任命するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。

3 複数の期間につき委員に参画依頼し、又は任命することは、これを妨げない。

(委員長)

第16条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第17条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第18条 委員（第14条第2項第2号に規定する委員を除く。）及び前条第2項の規定により会議に出席した委員以外の者（市の職員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(委員会の庶務)

第19条 委員会の庶務は、福祉保健部大分市福祉事務所障害福祉課において処理する。

(委員長に対する委任)

第20条 第13条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年 6月 1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に参画依頼し、又は任命する委員の参画依頼又は任命の期間は、第15条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

別表 (第2条、第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
イベント開催事業	報償費(団体構成員に係るものを除く。)、旅費(ゲスト、講師等に係るものに限る。)、印刷費、通信運搬費、広告費、手数料(振込手数料を除く。)、委託料、使用料、消耗品費その他市長が認める経費	補助対象経費の総額が10万円以下の場合にあってはその額とし、補助対象経費の総額が10万円を超える場合にあっては補助対象経費の総額から10万円を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)に10万円を加えた額とする。
自己啓発事業		